

障害者雇用状況報告等に係る申出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地  
名称  
代表者名

印

私は、千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の指定管理者の指定申請を行うに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）に規定される事業主の義務について、以下のとおり申し出ます。

1 報告・申告義務がないこと。

法第43条第7項の規定による厚生労働大臣への令和元年6月1日現在の障害者雇用状況の報告義務がないこと。（→裏面もご確認ください）

【理由】

法第56条第1項の規定による独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への申告書の提出義務がないこと。

【理由】

※ 該当する□にチェックしてください。

※ 理由は簡潔に記載してください。

※ 障害者雇用状況について厚生労働大臣に報告する義務がない場合は、常用雇用労働者数を必ず記載してください。

2 法定障害者雇用数にかかわらず障害者を雇用していること。

令和元年6月1日現在、法第43条第1項の規定による法定雇用障害者数が1人に満たないが、以下のとおり障害者を雇用していること。

【雇用している障害者】

障害の区分	障害の程度	週所定労働時間	人数
身体障害者 (原則として身体障害者手帳の等級が3級～6級である者)	重度身体障害者 (身体障害者手帳の等級が1級又は2級である者)	30時間以上	
		20時間以上30時間未満	
	上記以外	30時間以上	
		20時間以上30時間未満	
知的障害者 (児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者と判断された者)	重度知的障害者 (療育手帳の程度が「A」、療育手帳の「A」に相当する程度とする判定書がある、又は障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定されている者)	30時間以上	
		20時間以上30時間未満	
	上記以外	30時間以上	
		20時間以上30時間未満	
精神障害者 (精神保健福祉手帳の交付を受けている者)	—	30時間以上	
		20時間以上30時間未満	

※ 該当する場合はにチェックし、雇用している障害者について、「人数」の欄に記入してください。